[事案 28-24] 契約者貸付利息免除請求

· 平成 28 年 7 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

契約者貸付の申込時、利息がつくことの説明等がなかったことを理由に、契約者貸付金の利息の支払免除を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和56年5月に契約した終身保険から、平成20年9月、契約者貸付を受けたが、以下の理由により、契約者貸付金の利息を免除してほしい。

- (1)契約者貸付の申込みをした際、コールセンターの担当者は、貸付金について複利の利子が付くという説明をしなかったため、利子のないお金を借りたと誤解した。
- (2)保険会社からは、契約者貸付についてシミュレーションした残高表などの送付もなく、毎年送付されてくる契約内容の通知では借りているのか、いないのかがわからない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約者貸付という用語自体から、無償で金銭の授受を受けることができる制度ではなく、利息という対価を支払い、貸付を受ける制度であることが分かる。
- (2) 申立人に対し、契約者貸付申込時、契約者貸付完了時、利息繰入時などに、契約者貸付制度、利息についての説明を行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者貸付時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は利息等について説明がなされた書類の送付を受け、申込書に署名 捺印しており、コールセンターにおいて誤った説明がなされたという事実も認められないこと から、申立人が誤解していたとは認められないこと、契約者貸付時および貸付後の保険会社側 の説明義務違反も認めることができないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も 見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第37条にもとづき 手続を終了した。